

[事案 2020-204] 入院給付金等支払請求

・令和3年6月6日 和解成立

<事案の概要>

申込み時および問合せ時の募集人による誤説明を理由に、入院および手術給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

骨内異物（挿入物）除去術を受けたため、令和元年10月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前の事故を原因とする入院・手術であることを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 申込手続時、告知書に平成29年8月に受傷した左脛骨腓骨骨折を正しく告知したうえで、募集人に対し、治療時に入れた金具を除去するため再度手術予定であるが給付金は支払われるか尋ねたところ、支払われるとの回答であった。
- (2) 入院前後に、募集人に同様の質問をした際も、支払われると回答された。

<保険会社の主張>

本入院・手術は、責任開始期前の不慮の事故を原因とし、約款所定の支払事由（責任開始期以後に発生した不慮の事故を原因とする所定の入院・手術）に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。ただし、申込手続時および入院前後に、募集人が誤説明をしたことは認める。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込み時および入院前後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明を理由とした入院給付金等の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が、本入院・手術が給付金の支払対象になると誤説明をしたことは、保険会社も認めているが、この誤説明には保険会社の他の従業員も関与していたことが窺われる。
- (2) 申立人が給付金を受け取ることができると誤解したことに無理はなく、募集人による誤説明が紛争を長引かせる一因となったことは否めない。